

健康日本21・健やか親子21のたばこ対策を推進する関係者への支援 ～妊婦の喫煙をゼロにする！～

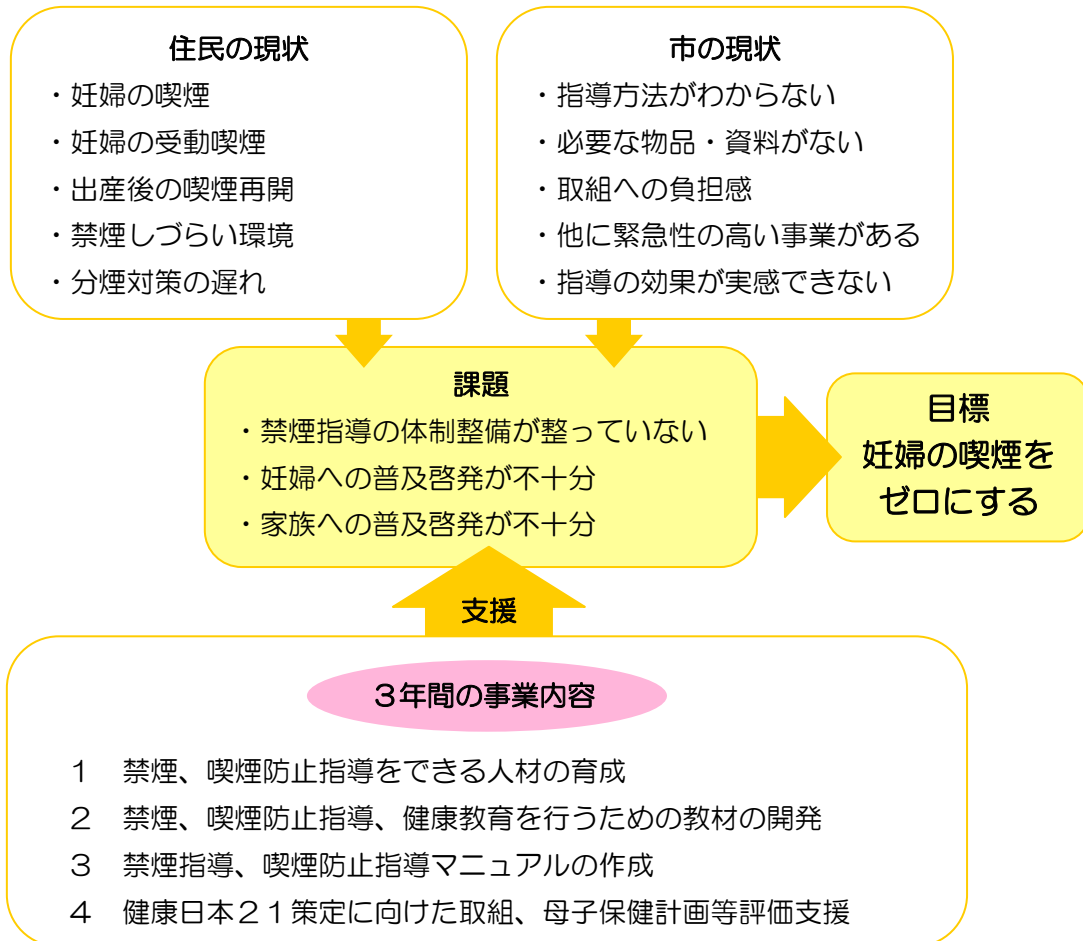
北多摩西部保健医療圏

実施年度	開始 平成 1 4 年度 終了（予定）平成 1 6 年度
背景	当圏域では、平成13年度に圏域の6市と協働で、「健康日本21の禁煙支援プログラムの展開に関する研究」を行った。その結果、市町村事業で禁煙指導を行うためには、教材や指導方法の習得などの体制整備を行っていく必要があることが明らかになった。 一方、妊婦の喫煙は流産・早産・低出生体重児等の原因になるにもかかわらず、平成 1 2 年度に行われた全国調査では 1 0 年前に比べ約 2 倍となっており、緊急に取り組む課題となっている。また、平成 1 3 年度に行った圏域内 1 市の妊婦の喫煙率調査では、全国よりやや低いものの 8 % であった。妊娠前喫煙率は約 1 9 % であったことから、妊娠は禁煙のきっかけになっていることが分かった。そこで本事業では、「妊婦の喫煙をゼロにする」ことを目標に、モデル市を設定し、市や関係機関と協働で禁煙・喫煙防止対策に取り組むこととした。
目標	家族全員の健康管理ができるよう、ライフステージに応じた禁煙支援、喫煙防止対策を行っていく。特に「すこやか親子21」にあるように「妊婦の喫煙をゼロにする」ことを目標として、市の推進体制を整備するために、禁煙、喫煙防止支援マニュアルの作成や研修を実施する。
事業内容	1 モデル市に対する支援 (1) ニーズに応じた教材の作成 (2) 母子保健に関わる職員の研修 (3) 妊婦・乳幼児等の尿中コチニン濃度の測定 2 禁煙・喫煙防止指導マニュアルの作成 3 健康増進法の普及啓発
評価	1 モデル市に対する支援 市職員とともに両親学級の見直しを行い、教材を作成した。また、職員のスキルアップを図るため、妊産婦の喫煙防止指導のあり方についての研修を実施し、各職種の役割を確認するとともに、関わり方のポイントを整理した。妊婦等を対象に行った尿中コチニン濃度測定の結果については、次年度に入ってから活用する予定である。 2 禁煙・喫煙防止指導マニュアルの作成 基本的な知識編、母子保健活動での取り入れ方、資料編の3部構成で作成中である。 3 分煙の推進 健康増進法が施行されたこともあり、各市の分煙が推進されている。しかし、いまだに妊婦が受動喫煙をする施設があるなど十分でないため、今後は効果的な分煙方法に向けての支援が必要である。 関係機関向けの健康教育では、分煙の必要性・方法に関するものの依頼が増加した。また、住民に対しては、健康教育・健康まつり・コチニン濃度測定などの事業を通じて、分煙の必要性・方法などについて普及啓発を行った。
問い合わせ先	多摩立川保健所 企画調整課 企画調整係 電 話 0 4 2 - 5 2 4 - 5 1 7 1 ファクシミリ 0 4 2 - 5 2 4 - 7 8 1 3 E-Mail S0000346@section.metro.tokyo.jp

これまでの活動

事業の背景

当圏域では、平成13年度に圏域の6市と協働で、「健康日本21の禁煙支援プログラムの展開に関する研究」を行った。その中で、住民の現状・市の現状から、今後優先して取り組むべき課題が明らかになった。



そこで平成14年度、3ヵ年計画で「妊婦の喫煙をゼロにする」ことを目標に、本事業を立ち上げた。

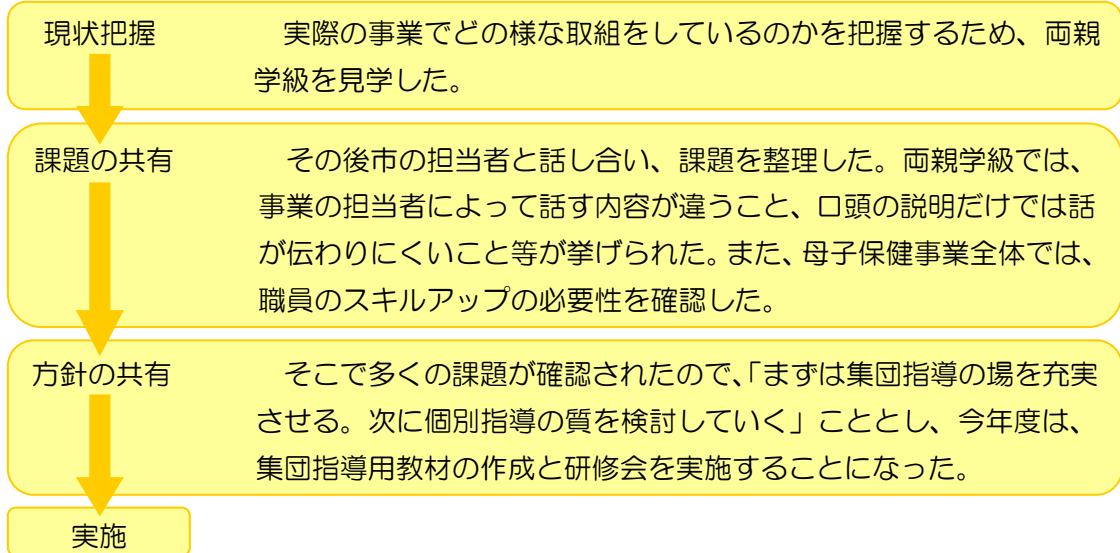
平成14年度の活動

圏域6市に対し、たばこ対策の状況を把握するとともに、協働事業の意向について聞き取り調査を行った。その結果、保健所に望むものとしては、主に①母子保健事業で使える効果的な教材、②指導上の参考になる資料、③研修、の3つが挙げられた。

各市の意見を参考に教材（パンフレット・ポスター）の作成・配布を行い、実際に圏域各市の母子保健事業などで使ってもらっている。その他に必要な支援内容を明確にするため、モデル市と協働で事業を行う体制を整えた。

モデル市における取組

◆ 取組の経過



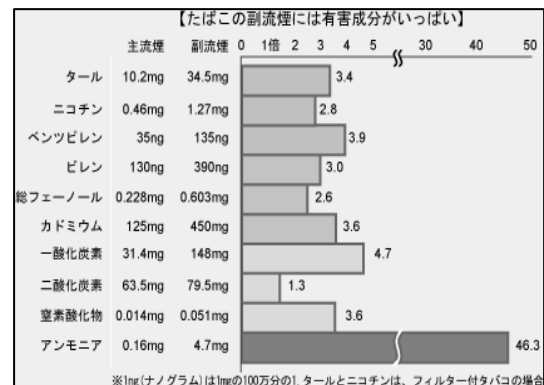
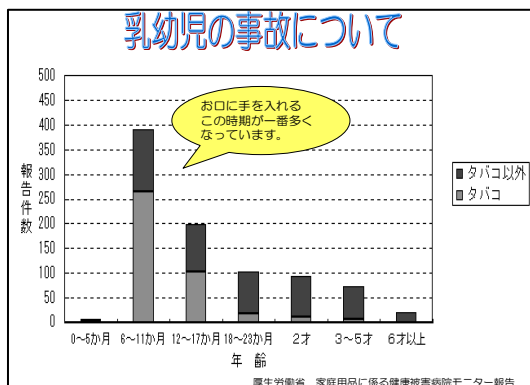
◆ 両親学級

禁煙指導は繰り返し何度も行うと効果的なので、両親学級を担当する各専門職の立場から、喫煙・受動喫煙の害、分煙の必要性と方法について、それぞれの専門性を生かして繰り返し指導を行うこととした。

◆ 教材の作成

教材は、手軽に使えるパネル（A3）とし、担当者の誰もが同じ話をできるよう裏面に解説を付けた。

パネルの例



◆ 研修会

モデル市の新生児訪問助産師・健診従事者などが集まる症例検討会（既存事業）で、保健所保健師が講師となり研修を行った。市担当者と研修の企画から一緒に行い、母子保健事業従事者が指導上困難だと感じている事を取り入れた。講義で基礎知識を確認し、その後のグループワークで、各職種の役割を確認するとともに関わり方のポイントを整理した。今後の課題として、「自分から相談はしないが明らかに喫煙者」に対してどの様に働きかけるか、が挙げられた。

テーマ	「妊産婦の喫煙・飲酒について－最近の話題と指導のあり方」
内 容	講義 : たばこに関する基礎知識 グループワーク: 困った事例についての意見交換
参加者	保健師・栄養士・助産師・看護師など23名

◆ 尿中コチニン濃度の測定

この検査は、尿中のコチニン（ニコチンの代謝産物）濃度を測定し、「たばこの煙（ニコチン）が体内にどれだけ入ったか」を調べる検査。非喫煙者で受動喫煙をしている場合には、受動喫煙の影響を数値として見る事ができる。

方 法：市の母子保健事業に参加した妊婦・保護者に検査の説明を行い、希望者の尿中コチニン濃度を測定する。分析は、健康安全研究センター多摩支所に依頼する。
個人の結果は保健所で検討した後、事務局から郵送し、各家庭での禁煙・受動喫煙防止に役立てる。また、集計したデータ等は健康づくりの資料として活用する。
結 果：103名（75家族）の測定を行った。現在、健康安全研究センターにて分析中。

マニュアルの作成

作成中の禁煙・喫煙防止指導マニュアルは、各市の母子保健事業・個別指導などで母子保健従事者の参考になるものを目指している。内容は3部構成とし、基礎知識編では、母子保健指導をする際に必要な知識を中心に、家族の禁煙・受動喫煙防止にも使えるように一般論も含んだ内容とした。実践編では、モデル市との事業や健康教育で蓄積したものを反映し、事業への取り入れ方の具体例やよくある質問をQ&Aで取り上げた。資料編には、たばこに関する法律のほか、今後各自で情報を更新できるように公的機関（準じる機関を含む）のホームページアドレスなどを盛り込んだ。



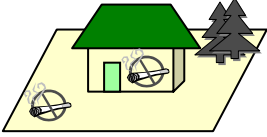
分煙対策の推進

◆ 健康教育

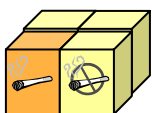
関係機関・住民から依頼されたたばこに関する健康教育では、健康増進法の周知とともに、分煙の必要性・方法についても取り入れるようにした。

◆ 分煙の方法（作成資料より抜粋）

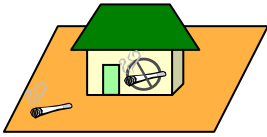
敷地内全部を禁煙



喫煙室を設置



建物内は禁煙



同室内で分煙



分煙の効果は、 から の順に低くなります。

空気清浄機は、たばこの煙を十分に取り除けません。

換気扇を使用しても、換気扇から離れて喫煙していると、効果がありません。

平成15年度の課題

これまでの取組から、妊婦の喫煙をゼロにするための課題を整理した。

1 事業支援がモデル市に限定されている

両親学級は充実したが、禁煙・家庭での受動喫煙を防止するためには、他の事業でも取り入れていく必要がある。また、他市の参考になるものは周知していく必要がある。

2 妊婦周囲の分煙の状況把握と推進を行う必要がある

妊婦が受動喫煙をする場所は、家庭だけでなくいろいろな施設（公共機関・職場・飲食店等）も挙げられた。しかし、保健所では分煙の有無や方法等を把握していない。また、健康づくり協力店の登録は保健所で行っているが、分煙の視点は盛り込まれていない。

3 これまでに行った市支援の評価がされていない

これまで本事業では、パンフレットやポスターの作成・配布、モデル市への支援、健康教育などを行ってきた。作成中のマニュアルも含め、市支援の評価が必要である。



平成16年度の活動予定

上記の課題から、事業の最終年度である平成16年度は、下記の活動を行う予定である。

- 1 禁煙・喫煙防止指導マニュアルの完成・配布
- 2 モデル市における事業評価、及び各種計画の策定支援
- 3 受動喫煙防止の普及啓発
- 4 作成した教材等の活用状況評価



実践型消費者教育「食品衛生コラボレーター」	
北多摩西部保健医療圏	
実施年度	開始 平成 15 年度 終了（予定）平成 16 年度
背景	今日、ＢＳＥ問題、虚偽表示事件など食品の安全性や信頼性を揺るがす事件が続発し、食に対する消費者の不安や不信は極めて高まっている。 このような状況の中で、安全・安心な食生活を確保するためには、営業者に対する規制を強化するとともに、消費者も氾濫する情報を吟味し、自分の意思で適切な商品を選択できる自立的・主体的な消費行動を採ることが非常に重要である。
目標	従来の講習会を一步進めて、実習、見学など、体験を通じて消費者が自ら学習し、懇談会やモニター活動で食品の安全・安心に関する意見や要望などを積極的に提言できる「食品衛生コラボレーター」を試み、消費者が適切な情報や商品を選択できるよう支援する。また、この事業で得られた意見や要望を今後の消費者教育に有効活用し、一層的確な食品衛生監視業務の参考に資する。
事業内容	1 消費者の自立的・主体的消費活動を支援する （１）食品衛生に関する基本的知識・情報の提供 講習会 （２）安全確保体制に対する現状認識 ア 検査機関見学 食品安全研究センター多摩支所、大田卸売市場及び検査所 東京検疫所 （３）自立的・主体的消費活動への誘導 ア 表示読み取り実習 イ モニター活動 ウ 三者懇談会(消費者、業界、行政（保健所）) 2 消費者意識の実態を把握する （１）意見交流会 （２）アンケート
評価	行政と消費者との双方向の情報、意見交換を主体としたツーウェイコミュニケーションによる当事業を、応募のあった消費者に対して全国に先駆けて実施した。 その結果、細部の改良は必要なものの、各事業は適切、かつ円滑に遂行できた。また、本事業の参加者から「消費者自らが知識をつけ、情報を収集するべきである」という提案がなされたことは、消費者の自立的・主体的な消費活動への支援という目的を十分に達成出来たことを何より物語り、事業を通して収集した参加者の意識や要望は、消費者意識を知るうえで最新の資料になると思われる。 参加者の満足度も高く、今後のあるべき消費者行政のパイオニア的役割を果たしたと自負するものである。
問い合わせ先	多摩立川保健所 生活環境安全課 食品衛生係 電 話 042-524-5111 ファクシミリ 042-524-7813 E-Mail

食品の安全・安心確保に向けた実践型消費者教育「食品衛生コラボレイター」

1 目 的

今日、BSE問題、虚偽表示事件、及び輸入農産物の残留農薬違反など食品の安全性や信頼性を揺るがす様々な事件が続発し、食に対する消費者の不安や不信は極めて高まっている。

このような状況の中で、安全・安心な食生活を確保するためには、営業者に対する規制を強化するとともに、消費者自身においても氾濫する情報を十分吟味し、自らの意思で適切な商品を選択できる自立的・主体的な消費行動を採ることが非常に重要である。

そこで、消費者が適切な情報を得て、適切に食品を選択できるよう支援するために、従来の講習会や資料配布を主とした消費者教育を一步進め、実習、見学など体験を通じて消費者が自ら学習し、消費者懇談会やモニター活動への参加を通じて食品の安全・安心に関する意見や要望などを積極的に提言できる、実践型消費者教育「食品衛生コラボレイター」を試みた。同時に、得られた意見や要望を今後の消費者教育に有効活用するとともに、一層的確な監視業務の参考に資することを目的として、村山大和保健所と合同で実施したものである。

2 実施方法

(1) 消費者の自立的・主体的消費活動を支援するための事業

ア 食品衛生に関する基本的知識・情報の提供

イ 安全確保体制に対する現状認識

(ア) 東京都の検査機関見学

(イ) 国の検査機関見学

ウ 自立的・主体的消費活動への誘導

(ア) 表示読み取り実習

スーパー店頭での市販食品を対象に表示の読み取り実習

(イ) モニター活動

日常生活において食品衛生に関するウォッチングの実施

(ウ) 三者懇談会

消費者、業界、行政（保健所）による三者懇談会を開催し、要望・意見交換

(2) 消費者意識の実態を把握するための事業

ア 意見交流会

消費者、業界、保健所との意見交流により、本事業に対する感想や今後の食品衛生行政に対する要望などの具体的な提案を受ける。

イ アンケート

各回終了後にアンケートを実施し、内容について意見や感想を聞いた。

(3) 参加者

ア 募集方法

講堂の規模及び、実習・見学における適正な人数、案内担当の要員などを考慮して参加者数を20名と定め、「保健所だより第5号」、保健所ホームページ、市役所広報紙への掲載依頼(管内6市)、新聞全国紙多摩版及び地域新聞を通して募集した。

募集記事は管内2市の広報紙と地域新聞に掲載され、新聞全国紙多摩版にも事前紹介された。また、新聞全国紙多摩版2紙に事業の様子が掲載された。

イ 応募者

予定人員を上回る24名の応募があり、全員を参加者と認めた。平均年齢は、56.8才であった。年代別内訳は20代1名、30代1名、40代0名、50代13名、60代6名、70代3名で、女性が20名、男性は4名であった。本事業を知ったのは、市の広報紙9名、新聞8名、保健所だより7名、その他1名であった。(複数回答)

3 実施結果

(1) 第1回事業：講義、食品検査施設見学

平成15年7月30日(水)午後1時00分～午後5時00分



参加者 22 名(欠席者 2 名)

ア 講義(講師：食品衛生監視員)

(ア) 「食品の安全はどのように守られているか」

食品衛生監視員の役割、苦情処理の仕組み、食品の規格と保存基準などについて

(イ) 「食品衛生の最新情報」

食品添加物、残留農薬、輸入食品、遺伝子組換え食品、アレルギー性食品などについて

イ 施設見学(案内：食品衛生監視員、健康安全研究センター職員・研究員)
健康安全研究センター多摩支所

(2) 第 2 回事業：講義、実習

平成 15 年 8 月 6 日(水)午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分

参加者 24 名(欠席者 0 名)

ア 講義(講師：食品衛生監視員、栄養士)

(ア) 市販食品を使った表示読み取り演習と食品衛生法の表示について

(イ) JAS 法の表示について

(ウ) 健康増進法の表示について

イ スーパー店頭における表示の読み取り実習(指導：食品衛生監視員)

2 班に分かれて、管内のスーパー 2 店の店頭で表示の読み取り実習、販売状況の視察を実施

(3) 第 3 回事業：食品流通施設見学

平成 15 年 9 月 4 日(木)午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

参加者 22 名(欠席者 2 名)

ア 大田卸売市場及び市場衛生検査所(案内：検査所及び当所の食品衛生監視員)

イ 東京検疫所(案内：食品衛生監視員、検疫所職員・研究員)

(4) 第 4 回事業：三者懇談会(消費者・業界・行政による)

平成 15 年 10 月 2 日(木)午後 2 時 00 分～午後 5 時 00 分

参加者 16 名(欠席者 8 名)、立川市内スーパー 2 社、昭島市内メーカー 2 社、立川食品衛生協会会員
食品医薬品安全部 JAS 表示担当職員、保健所職員

ア テーマ

(ア) 食品の表示について(食品衛生法、JAS 法)

(イ) 自主的衛生管理について

(ウ) リスクコミュニケーションについて

(エ) 質疑：上記テーマを中心に質疑

イ 主な内容

(ア) 表示の現状について行政が説明し、消費者からは「表示に関しては自ら勉強しないと分りにくい」「水産物の原産地表示を充実してほしい」との発言があった。また、「表示位置がパックの裏表に渡るものは誤認を受けやすい」との指摘があった。業界からは「表示項目を簡便にできないか」との声があった。

(イ) 工場、飲食店、スーパーから自主衛生管理の状況の説明、行政から HACCP、自主管理認証制度の発足について説明があった。施設での洗浄、昆虫駆除などに対する具体的な方法について質疑が行われた。

(ウ) 保健所における窓口相談、電話相談、保健所が発行する「保健所だより」と「食品衛生情報」を例に揚げリスクコミュニケーションを説明した。「保健所だより」に食品衛生に関する記事を多く載せてほしいとの要望があった。

(5) 第 5 回事業：交流会

平成 15 年 11 月 5 日(火)午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分

参加者 16 名(欠席者 8 名)

コラボレーターから事業を通しての感想及び今後のあり方などについて意見交換を行った。「実習型の講義は良かった」「子供のころからの食育が大切」「今回の参加者同士の交流の場がほしい」「参加者募集に魅力ある見出しを付けたりお母さんたちの口コミを活用してはどうか」などの意見が出された。

(6) モニター、アンケート

ア モニター活動

日常生活における食品の安全性に関する食品表示、販売状況をウォッチング活動してもらった。表示違反や不良の疑いがある食品などを発見した参加者は 7 名で、ナッツ類の健康増進法に関わる



表示違反が発見され、関係部署を通して製造元を指導した。一方、発見場所、製品名、製造者が不詳なものや、かなり以前に発見されたため詳細な調査ができないものも見受けられた。

(ア) 期間：平成 15 年 9 月 1 日～10 月 2 日

(イ) モニター報告数：24 件

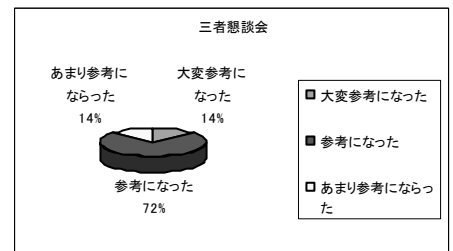
(ウ) 方法：表示不良の食品などを発見した場合は、店名・食品名や違反内容を記載

イ アンケート

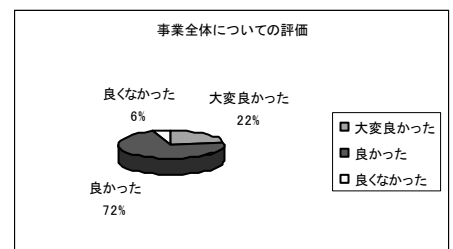
(ア) 各回の事業終了後及び全事業終了後参加者の意見をアンケートで募った。各講義、見学、実習についての評価は「大変良かった」または「良かった」との回答が 94.7%から 100%を占めていた。食品衛生法の表示、スーパー店頭での表示読み取り実習では、回答のあった 19 名のうち全員が「大変参考になった」「参考になった」と回答した。また、「販売店なりに衛生管理の努力をしていることが分かった」「表示をじっくり見る事が出来て良かった」という意見がある一方で、「販売店によってはいい加減な店もある」という意見もあった。実際の食品を使った演習では、当日に「食品に参加者に配布するのは無駄」という参加者が 1 名居たが、アンケートでは「実物を手にしての講義は理解しやすかった」という意見が多く寄せられた。

(イ) 卸売市場の衛生検査所を見学した感想では、回答のあった 11 名中 5 名が「検査のための人数が少ない」、3 名が「食品の量、品目の割に規模が小さい」と感じていたほか、「安心感と不安感を同時に抱いた」という意見もあった。その一方で、「日夜精励されている食品 G メンには頭が下がる。」「分析には高度な機械が使われることが分かった」「検査には時間がかかることが分かった」と理解を示す意見や、「監視員の目の確かさを感じた」「食品衛生監視員の勤務実態がかなり厳しく、人数が少ない、活躍を期待する」「地味な仕事ではあるが、活躍を願う」という肯定的な意見も寄せられた。また、検査所については 4 名が「検査のための人数が少ない」、4 名が「輸入量、品目の割に規模が小さい」と答えた。

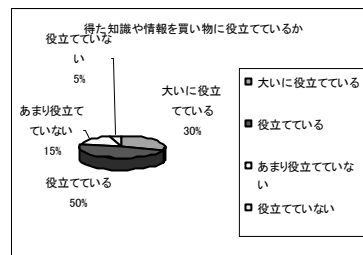
(ウ) 三者懇談会については、参考になったとする回答が 14 名中 12 名(85.7%)を占め、「あまり参考にならなかった」は 2 名(14.3%)で、「参考にならなかった」と回答した参加者はいなかった。今後開催された場合に参加をしたいという回答が、16 名中 14 名(87.5%)で、「三者の情報の共有化が出来、相互信頼には極めて有効である」という意見があった。



(エ) 事業全体の感想では、回答した 18 名のうち良かったとする回答が 17 名と全体の 94.4%を占め、「良くなかった」は 1 名(5.6%)のみであった。

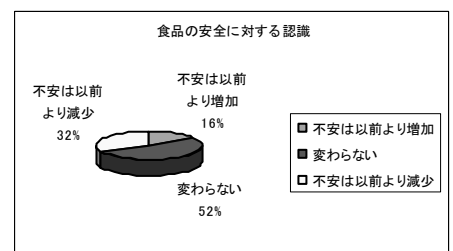


また、得た知識や情報を食品購入の際などに役立てているかとの質問に対し、「大いに役立てている」「役立てている」という回答が 20 名中 16 名(80.0%)を占めた。しかし、食品の安全に対する



認識については、回答した 18 名中 8 名(44.4%)が「不安感は以前より減少した」、6 名(33.3%)が「不安感は以前より増大した」、4 名(22.2%)が「変わらない」と回答した。

(オ) 参加者から表明された意見、要望を内容別に分類すると、次のような結果であった。



行政への要望では、「検査施設の職員を増やしてほしい」

が 8 件、「生産者や製造者に対する監視の強化」が 5 件、「行政制度の改善」が 5 件、「消費者教育の強化」が 4 件、「生産者、営業者との信頼関係の構築」が 3 件、「情報公開」が 1 件であった。「消費者教育では、食の安全教育を学校でも導入すべきである」との提案があった。

営業者に対する要望では、「利潤追求第一主義の企業姿勢を改め、安全、消費者優先の姿勢に転換すべきである」など健全で適正な企業活動をしてほしいとの意見が 10 件と最も多く、「安全な食品供給」が 9 件で、この中には、「製造段階ばかりでなく、商品の企画段階から安全性を十分考慮に入れるべき」との提案も寄せられた。また、「環境にやさしい製品作り」が 2 件であった。

消費者自らに対する課題として、「消費者自身も知識や情報を収集し、勉強しなければならない」とする意見が 6 件、「学習会、勉強会に参加して知識を身につける」が 3 件、「(消費者が家庭で)手作りをする」が 2 件、「意見を声に出す、伝える」が 2 件であった。

4 考察

- (1) 講習、見学、実習に対して、良かった旨を回答した参加者が全体の9割以上を占め、実際の食品を使った演習方法、店頭での実習、見学を含めて本事業を高く評価し、満足を得たものと思われた。
- (2) 衛生検査所、検疫所の見学では、職員が少なかったと感じた参加者が最も多かった。参加者の意見からうかがえるように、検査所の食品衛生監視員に対する信頼感や理解が得られたと感じた。
反面、「安心感と不安感を同時に持った」という意見も寄せられ、新たな情報や知識を得て、より高次の疑問が湧いてくるといった消費者心理をかい間見ることができた。
- (3) 三者懇談会では、多くの参加者が意義を感じ、機会があれば参加したいと思っていることが分かった。業界の代表者は、消費者の質問に適切に回答できるメーカー、スーパーを中心とした委員で構成し、テーマの設定を工夫する必要がある。
- (4) 各アンケートに表明された意見、要望では、行政に対しては、「監視の強化」を求めるものが多く、制度の改善や信頼関係の構築のように保健所では対応の難しい要望もあった。「消費者教育の強化」が出されたことで、本事業の意義を再認識してもらえたと推察できた。
営業者に対して、安全で安心出来る食品づくりといった、人間を尊重する姿勢、環境負荷の少ない製品づくりを望むなどエコロジーや環境保護ブームを反映していた。
消費者自らへの課題として、消費者が自ら知識をつけ、情報を収集し、勉強するべきであるという意見が出され、本事業を経て消費者の自立的・主体的な消費行動への誘導という本来の目的を達成したと評価できた。また、意見を声に出して伝えるという方法で、身近な事柄を始点として行政・業界に意思表明をしようという参加者の意気込みさえ感じられた。
- (5) モニター報告では、健康増進法に関する表示違反食品の発見がなされ、今後継続することで不良食品の発見に向けて適切に機能すると思われた。
- (6) 参加者は高齢者が多く、20代から40代の年齢層が極めて少なかった。食の安全をテーマにした本事業では、家庭での知識の普及や食育を考慮しており、子育て世代の参加が強く望まれる。
- (7) 一方で若干の問題点も見受けられた。まず、食品の安全・安心に対する不安感の変化を見ると、約4割が「今回の講習や施設見学等を体験したことで不安感が減少した」と回答した。しかし、「今回の講習や施設見学等を体験したことで不安感が増大した」「変わらない」を合わせて約6割が不安感を持ち続けている結果となり、本事業は消費者にとって大いに勉強にはなったが、知識を習得し、現場を知れば知るほど新たな不安を生じ、知識の普及は、即、不安感の解消にはつながらないことが示唆された。
次に、参加者の1名から「講習内容は既存添加物が安全で問題は無いとの認識に立って話を進めている。添加物については複合摂取などの問題があるはずで、それらの問題にいかに対処するのか」という指摘があり、保健所の権限を越える部分もあることで十分な納得を得られなかった。そこで、募集に際しては、本事業は日常的に食品を使用・購入する消費者のための初歩的な講座であることを周知徹底するとともに、保健所の監視業務を中心とした要望や意見を募るよう努めるとよいと考える。
- (8) 懇談会やアンケートを通じて収集した参加者の意識や要望は、現場における消費者の貴重な生の声を反映し、消費者意識を知るうえで最新の資料になると思われる。
- (9) 今後も本事業を引き続き行い、アンケートの内容をさらに分析し、保健所での広報に役立て、監視活動の参考にするとともに、今回の参加者、及び市民に呼びかけ、食に関するテーマで講師を招いての講演会などの実施を予定している。

5 まとめ

消費者の自立的・主体的消費活動の支援、及び食品の安全・安心に対する消費者意識の実態把握を目標とし、消費者、業界、行政との双方向の情報、意見交換を主体としたツーウェイコミュニケーションによる参加型消費者教育「食品衛生コラボレーター」を全国に先駆けて実施した。

参加者は24名で、平成15年7月から11月までの間に、食品衛生講習会、表示読み取り実習、検査機関・輸入検疫所見学、消費者懇談会、モニター、アンケート、交流会と様々な事業を展開した。

その結果、各事業は細部での改良は必要なものの、適切かつ円滑に遂行出来た。そして、本事業の参加者から「消費者自らが知識をつけ、情報を収集するべきである」という提案がなされたことは、消費者の自立的・主体的な消費活動への支援という本事業の目的を十分に達成出来たことを何より物語っている。

様々な事業に対する参加者の満足度も高く、今後のあるべき消費者行政のパイオニア的役割を果たしたと自負するものである。

地域における健康危機管理総合対策の推進 ～ 感染症対策を中心に ～	
北多摩西部保健医療圏	
実施年度	開始：平成１５年度 終了(予定)：平成１７年度
背景	当所では、地域における健康危機管理対策の中核としての役割を担うべく、感染症対策を中心に、ＮＢＣテロ訓練・連絡会の設置、有床診療所への立入指導、保健・医療・福祉関係機関における標準予防対策の普及に積極的に取り組んできた。 これらの取組を基盤とし、新たに、健康危機管理体制強化のための訓練の定期実施、福祉関連施設における連携体制の整備、福祉施設への立入り調査の拡大及びリスクアセスメント（例：施設ごとのリスク評価と評価に応じた対策の提示）施設での感染症予防対策の自主的取組への支援強化などに総合的に取り組み、地域における健康危機管理対策をより具体的に推進するための体制を確立する。
目標	地域における健康危機管理を総合的に行うシステムの構築 - 健康危機発生時の対応強化 - 天然痘など生物兵器を含む感染症発生を想定した訓練の実施 - 福祉施設等における平常時対策の強化 - 標準予防対策の普及啓発、施設での自主的取組への支援 - 管内福祉施設のリスク評価指標作成 - リスク評価に視点をのいた福祉施設調査の実施 - 感染症発生・流行を早期に把握し対応するためのネットワークの構築 - 関係機関との連携会議の開催 - 福祉関連施設における連絡・連携体制の整備 - 保健所の情報発信機能強化・ホームページの充実
事業内容	平成１５年度は、以下の２班を編成し事業を実施した。 - 調査連絡班 高齢者施設向けには、疥癬^{かいせん}の感染症拡大予防研修会を行い、知識の普及とともに、医療との連携を図った。個別には、感染症が発生した施設で感染症予防対策強化を目指し、施設職員をキーパーソンとして育成している（４施設実施）。また、地域ケアにおける疥癬^{かいせん}対応マニュアルを改訂した。 保育園・幼稚園向けには、感染症予防マニュアルの作成のための研修会を開催し、感染症予防実践マニュアル「おむつ交換編」を完成した。 また、院内感染の予防を図るため透析診療所(14箇所)の立入調査を実施し、調査結果を踏まえて講習会を開催し、感染予防の実践について周知・徹底を促した。 - 想定訓練班 ６月のＮＢＣテロ等関係機関連絡会、９月の同連絡会部会を経て、災害医療センター、警察、消防等の関係機関と連携のもと、１０月３日に天然痘患者発生時の対応訓練を実施した。（会場：国立病院東京災害医療センター附属看護学校） また、１２月９日には、第２回ＮＢＣテロ等関係機関連絡会を開催し、天然痘訓練等の報告を行った。
評価	今年度の実施結果を踏まえた課題として、以下の４点が挙げられる。 - 感染予防に向けた施設間の連絡体制づくりをどのように行うか - 保健所内の情報共有化のためのデータベースの方向性 - リスク評価の指標づくり及び各施設における評価結果の活用方法 １６年度の新たな組織体制における各班の人員構成及び事業の実施方法 また、今後のＰＴの取組としては、１６年度における健康危機に関するデータベース作成、保育園を中心とした感染症対応マニュアル作成支援のフォロー体制について検討する。また、平常時から地域における危機管理体制を充実させるため、NBCテロ等関係機関連絡会を「健康危機管理対策協議会」に改組し、健康危機管理計画策定に取り組む。
問い合わせ先	多摩立川保健所企画調整課企画調整係 電 話 ０４２－５２４－５１７１ ファクシミリ ０４２－５２４－７８１３ E-Mail http://www.kenkou.metro.tokyo.jp/tthc/

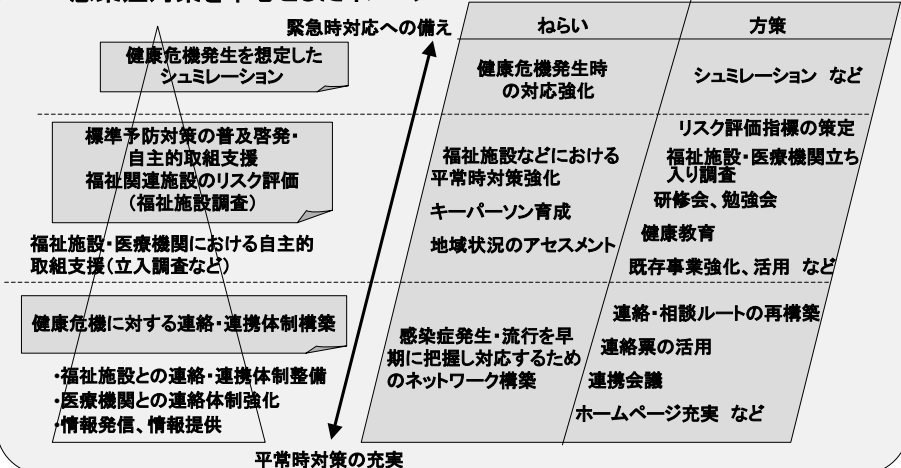
目標：地域における健康危機管理を総合的に行うシステムの構築

感染症予防対策をモデルとして推進

- ・健康危機発生時、平常時の情報の流れのシステム化
- ・各施設内における感染症対策のキーパーソンの育成
- ・「標準予防策」実現のための、阻害・促進要因の分析

さらなる地域の感染症
予防対策の向上へ

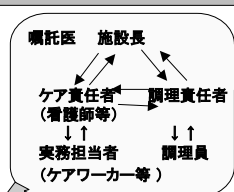
～ 感染症対策を中心としたイメージ ～



地域における感染症予防対策についての課題

集団施設などの課題：

- ・職員間の情報共有の促進、迅速な連絡体制
- ・感染症予防対策に関する自主管理力の向上



【集団福祉施設・幼稚園・小学校 など】
高齢者or子ども
or 障害者

感染拡大リスク

- 集団給食 集団入浴
- 排泄介助 プール 口腔ケア
- 医療行為 浄化水槽利用
- 病犬 など

在宅サービス
提供機関

在宅サービス利用者

医師会

病院

保健所

市役所

- ・健康主管課
- ・介護保険主管課
- ・児童福祉主管課
- ・教育委員会
- ・障害福祉主管課
- ...など

地域の課題：

- ・関係機関間の情報ネットワークのシステム化
- ・保健所への迅速な連絡・相談体制の構築

保健所の課題

～ 健康危機管理の拠点として ～

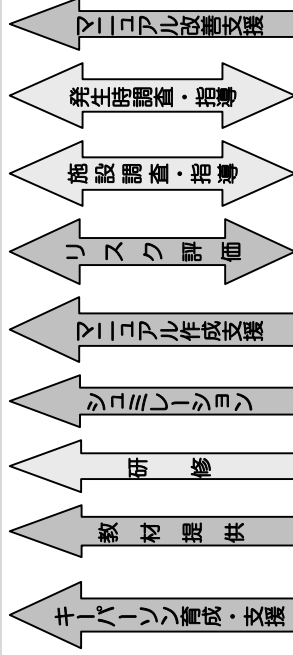
- ・健康危機発生時の対応強化
- ・各機関における感染症予防に対する自主管理支援の充実
- ・連絡・連携体制の機能強化
- ・情報ネットワークの構築
- ・既存事業の強化、既存ネットワーク活用
- ・情報蓄積

取り組みのイメージ

発生防止：施設の感染症に関する
自主管理を支援する

施設長：自主管理する体制づくり
保健所への相談を決定
自主管理強化を決定

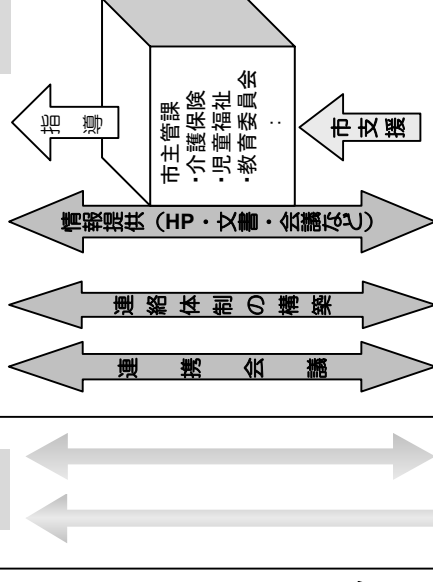
- ・リスクに見合った予防の実施
- ・マニュアルとして職員で共有し、定期的に改善
- ・定期的な施設内研修の実施・保健所との関係づくり
- ・感染症発生時、調査への協力・二次感染予防の実施
- ・必要時、検診を実施・必要時、利用者・他施設への情報提供
- ・施設内での事例共有・研修・マニュアル改定



データベース
・施設の基本情報
・リスク
・自主管理方法

まん延防止：発生時対応
を迅速に行う

ネットワークづくり



所轄協力機関
リストなど

医療機関
薬局

再発防止：発生事例の
教訓を生かす

H15年度 各関係機関における自主的取組への支援 実績

標準予防対策の普及啓発、施設での自主的取組への支援

- 1 各施設において感染症対策を推進する、キーパーソン育成
- 2 キーパーソン育成の視点での研修会開催
- 3 施設での感染症予防対策の取組状況把握及び推進支援

【支援経過】

支援 月 項目	キーパーソン育成(4施設)				研修会		出張 健康教育	医療機関・福祉 施設立入調査
	特別養護老人ホーム	特別養護老人 ホーム	高齢者デイス ービスセンター	保育園	かいせん 疥癬等対策	保育園・幼稚園マニ ュアル作成実践編	介護保険事 業所、企業、 学校、市等	透析クリニック、 障害者施設等
4	施設訪問 ・集団発生時調査訪 問結果報告 嘱託医訪問 市所管部門訪問 (課長、保健師2)	結核発生時施設調査訪問 ・ショートステイ、デイスー ビ利用者が結核発病(発見の遅れ あり、大量排菌、感染危険度ラン ク最重要) ↓ ・スタッフに対する説明会開催			・感染症予防マニュアル HP 掲載 ・疥癬対応マニュアル、感染症 予防マニュアルを活用した対応 を実践		1ヶ所	立入調査準備 ・所内検討会 ・透析器機メーカー 一見学 ・病院透析病棟 見学 ・所内勉強会
5	施設訪問 ・施設内感染症対策 整備に向け、施設 看護師と検討	施設訪問 ・施設マネージャー中心に、再 発予防、平常時対策強化への取 組開始 ・ペーパータオルの設置、手洗 い励行					3ヶ所	
6	施設訪問(2回) ・課題の確認 ・介護実務担当者を 対象に施設看護師と 協働で健康教育を実 施(課長・保健師2) ・手洗いチェック器機 貸出し(施設看護師に よる職場内研修の実 施)	施設訪問 定期外集団検診への協力 定期外集団検診実施		プール講習会 参加		プール講習会にて、 「感染症の基礎知識 ～早めの対応をす るために～」講義	2ヶ所	
7	電話連絡						3ヶ所	福祉施設1カ所
8	電話連絡			園児の感染性腸 疾患集団発生			2ヶ所	
9	施設訪問 ・取組状況確認	施設訪問 定期外集団検診への協力 定期外集団検診実施		看護師を中心に 感染症予防対策 の改善を徹底	4市介護保険主 管課等へ、 かいせん 発生時の 対応に向け た注意喚起		3ヶ所	自主管理のため のチェックリス ト送付 透析クリニック 1ヶ所
10	施設訪問 ・取組状況確認 ・疥癬研修会案内			・手洗いチェッ ク器機貸出し(看 護師による職場 内研修、園児の 手洗い実習の実 施)	かいせん 疥癬対応マニ ュアル改訂作 業		1ヶ所	福祉施設2カ所 透析クリニック 12ヶ所
11	かいせん 疥癬研修会へ参加あ り	かいせん 疥癬研修会へ 参加あり	かいせん 疥癬研修会へ 参加あり 健康教育 ・施設利用者へ の手洗い研修		11/11 かいせん 疥癬対応 研修会 ・疥癬治療協 力医療機関・ 調剤薬局名 簿作成 ・かいせん 疥癬連絡票 配布	研修会打合せ	1ヶ所	福祉施設5カ所 かいせん 疥癬研修会へ知 的障害者施設の 参加あり
12						12/18 第1回研修会		12/16 院内感染 症予防講習会
1				研修会で看護師 が実践報告		1/19 第2回研修会		
2	「感染症対策委員会」 設置の報告あり 次年度の施設内研修 企画の相談あり				かいせん 疥癬対応マニ ュアル改訂版 発行	参加者の所属する 園において、マニ ュアルを検討・実践 課題抽出		
3	施設訪問 ・状況確認 看護管理者連絡会へ の参加あり 市所管部門訪問 ・経過報告					3/15 第3回研修会 感染症予防実践マ ニュアル「おむつ交 換編」完成 連絡網(試行版)作 成		

その他：手洗いチェック器機貸出し+手洗いポスターなどの教材提供 29機関

生物テロに備えて「天然痘発生時対応訓練」を実施

北多摩西部保健医療圏ＮＢＣテロ等関係機関連絡会では、下記のとおり、天然痘発生を想定した対応訓練を実施しました。

これは、天然痘発生時において、実際に発生現場で活動する保健所及び関係機関等が、訓練を通し対応マニュアル及び各機関の連携体制などを検証することにより、実態に即した危機管理体制の強化を図ることを目的として、実施したものです。

当日は、多数の報道機関や関係機関の関係者の見守る中で行われ、大変有意義な訓練となりました。

1 訓練日時

平成15年10月3日（金曜日）午後1時30分から4時00分

2 訓練会場

国立病院東京災害医療センター附属昭和の森看護学校（立川市緑町3256）

3 実施主体及び規模

「北多摩西部保健医療圏ＮＢＣテロ等関係機関連絡会」

国立病院東京災害医療センター、国家公務員共済組合連合会立川病院、

健康安全研究センター多摩支所、管内6市（立川、昭島、国分寺、国立、東大和、武蔵村山）の警察署、消防署、市役所、医師会、保健所等 約160名

4 訓練想定及び内容

海外から帰国した日本人学生とその母親が、発疹を伴う高熱のため医療機関に受診したところ、検査により天然痘であることが判明したとの想定に基づく、都保健所と関係機関合同による実践的な訓練である。

- （1）関係機関への情報伝達・出動訓練
- （2）海外での生物テロ被害を想定した警察の捜査活動
- （3）患者移送
- （4）患者・接触者疫学調査、ワクチン接種
- （5）現場消毒・汚染除去

5 訓練の特徴

- （1）実際の市中病院（国立病院東京災害医療センター）における実動訓練である。
- （2）海外で生物（天然痘）テロが発生し、現場に居合わせた日本人が、被害を受けたことを想定したものである。
- （3）保健所を中心とした、天然痘患者発生時の一連の初動活動を実施するものである。
- （4）感染症患者搬送専用車等を実際に出動させる訓練である。

6 今回の訓練の教訓等

- （1）天然痘患者発生時の現場状況の的確な把握及び迅速な対応をとる上で、医療機関、警察、消防、市町村、医師会等との十分な連絡・連携体制を確立することが重要である。
- （2）天然痘患者及び疑い患者等の搬送体制を明確にする必要がある。
- （3）予防接種における場所の確保や接種方法、役割分担について明らかにしておく必要がある。
- （4）地域住民等からの健康不安に対する相談対応を充実することが重要である。